東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由:公示の方法の見直し、非常勤講師の選考手続の見直し、実態に即した内容の整理及び字句の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

[省略]

(専任教員候補者の選考手続)

- 第4条 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員(委員長を 除く。) の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 2 前項の選考に当たり、委員長は、全候補者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の 場合は昇任候補者(様式3の2))を作成のうえ、選考を行わなければならない。
- 3 委員長は、第1項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書(様式 第2)により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さな ければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員 が行うことができる。
- 4 教授会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席教授会構成員の3分 の2以上の賛成票をもって行う。
- 5 委員長は、前項により候補者を選考したときは、教職大学院専任教員候補者選考 結果報告書(様式第3の3)及び全候補者一覧(様式第3の1) (昇任の選考の場 合は昇任候補者(様式第3の2))並びに教員候補者選考調書(様式第2)により 、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

(専任教員の選考)

- 第5条 教員人事会議は、前条第5項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行 ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専 任教員等選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとす る。
- 3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人 事会議にその旨を通知する。
- 4 教員人事会議は、前項の通知を受けたときは、当該候補者の選考に係る問題点を 整理し、教授会に通知する。

[省略]

[省略]

(専任教員候補者の選考手続)

- 第4条 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員(委員長を 除く。) の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 2 委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書(様式第 2) により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなけ ればならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が 行うことができる。
- 3 教授会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席委員(委員長を除く 。) の3分の2以上の替成票をもって行う。
- 4 前項の選考に当たり、委員長は、全候補者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の 場合は昇任候補者(様式3の2)を作成のうえ、選考を行わなければならない。
- 5 委員長は、前項により教員候補者を選考したときは、教職大学院専任教員候補者 選考結果報告書(様式第3の3)及び全候補者一覧(様式第3の1) (昇任の選考 の場合は昇任候補者(様式第3の2))により、選考結果を学長及び教員人事会議 に報告しなければならない。

(専任教員の選考)

- 第5条 教員人事会議は、前条第5項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行 ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専 任教員選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする
- 3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人 事会議にその旨を通知する。
- 4 教員人事会議は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題 点を整理し、教授会に通知する。

[省略]

(候補者の選考の制限)

- 第8条 第4条<u>第4項</u>に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後 1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。 (選考委員会の開催)
- 第9条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前<u>(電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日)</u>までに公示することにより替えることができる。

[省略]

(特任教員の選考)

- 第13条 特任教員<u>候補者</u>の選考は、特任教員候補者選考委員会(以下この条において「選考委員会」という。)が特任教員候補者として選考した者のうちから、教授会が行う。
- 2 第3条から第4条及び第6条から第12条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書(様式第1)」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考委員会開設申請書(様式第5)」と、第4条第3項中「教員候補者選考調書(様式第2)」とあるのは「特任教員候補者選考調書(様式第6)」と、第5項中「教職大学院専任教員候補者選考結果報告書(様式第3の3)及び全候補者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))並びに教員候補者選考調書(様式第2)」とあるのは「特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書(様式第7の1)及び特任教員候補者選考調書(様式第6)」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考委員会の選考を省略するものとする。
- 5 前項の規定により選考を省略する場合は、委員長は、特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書(様式第7の2)により、学長、教員人事会議及び教授会に報告するものとする。

(特任教員候補者の選考結果報告)

第14条 学長は、特任教員候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員 <u>等</u>選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。 (非常勤講師の選考) (候補者の選考の制限)

- 第8条 第4条<u>第3項</u>に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後 1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。 (選考委員会の開催)
- 第9条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

[省略]

(特任教員の選考)

- 第13条 特任教員の選考は、特任教員候補者選考委員会(以下この条において「選考委員会」という。)が特任教員候補者として選考した者のうちから、教授会が行う。
- 2 第3条から第4条及び第6条から第12条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書(様式第1)」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考委員会開設申請書(様式第5)」と、第4条<u>第2項</u>中「教員候補者選考調書(様式第2)」とあるのは「特任教員候補者選考調書(様式第6)」と、第5項中「教職大学院専任教員候補者選考結果報告書(様式第3の3)及び全候補者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))」とあるのは「特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書(様式第7の1)と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考委員会の選考を省略するものとする。
- 5 前項の規定により選考を省略する場合は、委員長は、特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書(様式第7の2)により、学長、教員人事会議及び教授会に報告するものとする。

(特任教員候補者の選考結果報告)

第14条 学長は、特任教員候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員 選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。 (非常勤講師の選考)

- 第15条 非常勤講師<u>候補者</u>の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書(様式第8)により非常勤講師候補者選考委員会(以下この条から第17条までにおい て「選考委員会」という。)が行う。
- 2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。 (非常勤講師に係る開設承認)
- 第16条 非常勤講師候補者の選考を行う選考委員会の開催は、教職大学院担当非常 勤講師候補者選考委員会開設申請書(様式第9)により、教員人事会議の承認を得 なければならない。

(組織)

- 第16条の2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 教職大学院長
- (2) 副教職大学院長
- (3) 総合教育科学系長
- (4) 当該プログラムを担当する教授 3名
- (5) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 2名 (委員長)
- 第16条の3 選考委員会に委員長を置き、教職大学院長をもって充てる。
- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、次条に規定する投票に加わることができない。 (非常勤講師候補者の選考手続)
- 第17条 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 2 委員長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき(第20条の規定により選考手続を省略した場合を含む。)は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考<u>結果</u>報告書(様式第10)により、選考結果を<u>学長、教員人事会議及び教授会</u>に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

(非常勤講師候補者の選考の制限)

第18条 前条第1項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後 1年を経過するまでの間、非常勤講師<u>候補者</u>となることができない。 (準用)

- 第15条 非常勤講師の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書(様式第8)により非常勤講師候補者選考委員会(以下この条から第17条までにおいて「選考委員会」という。)が非常勤講師候補者として選考した者のうちから、学長が行う。
- 2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。 (非常勤講師に係る開設承認)
- 第16条 非常勤講師候補者の選考を行う選考委員会の開催は、教職大学院担当非常 勤講師候補者選考委員会開設申請書(様式第9)により、教員人事会議の承認を得 なければならない。

(組織)

- 第16条の2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 教職大学院長
 - (2) 副教職大学院長
 - (3) 総合教育科学系長
 - (4) 当該プログラムを担当する教授 3名
 - (5) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 2名 (委員長)
- 第16条の3 選考委員会に委員長を置き、教職大学院長をもって充てる。
- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、次条に規定する投票に加わることができない。 (非常勤講師候補者の選考手続)
- 第17条 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員(委員長を除く。) の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、選考委員会の選考を省略するものとする。
- 3 委員長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき(<u>前項</u>の規定により<u>選考</u>を省略した場合を含む。)は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考報告書(様式第10)により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

(非常勤講師の選考の制限)

第18条 前条第1項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後 1年を経過するまでの間、非常勤講師となることができない。 (進用) 第19条 第6条, <u>第9条</u>, 第10条及び第11条の規定は、非常勤講師の選考に準用する。

(非常勤講師の選考手続の省略)

第20条 現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、第15条から前条までの選考手続を省略する。

(非常勤講師候補者の選考結果報告)

- 第21条 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員等選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。 (要項の改廃)
- 第22条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (その他)
- 第23条 この要項に定めるもののほか、専任教員、特任教員及び非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

[省略]

様式第3の3

第号

年 月 |

教員人事会議議長 殿

教職大学院長 印

教職大学院専任教員候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号				
専攻名				
氏名(年齢)				
区分				
選考基準該当条項				
選考委員会	開催年月日	賛成投票数	/	
教授会	開催年月日	賛成投票数	/	

第19条 第6条, 第10条<u>第1項</u>及び第11条の規定は、非常勤講師の選考に準用する

(非常勤講師候補者の選考結果報告)

- 第20条 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教 員選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。 (要項の改廃)
- 第21条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (その他)
- 第22条 この要項に定めるもののほか、専任教員、特任教員及び非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

[省略]

様式第3の3

第 年 月 F

教員人事会議議長 殿

教職大学院長 印

教員候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号				
専攻名				
氏名(年齢)				
区分				
選考基準該当条項				
選考委員会	開催年月日	賛成投票数	/	
教授会	開催年月日	賛成投票数	/	

採用予定年月日			
選考の経緯	応募者数		
	男(うち外国人)	女(うち外国人)	計(うち外国人)
	()	()	()
	選考の経緯		

注:選考調書及び公募要領を添付すること。 年齢は、採用予定年月日現在のものを記載する。

様式第4

教職大学院専任教員等選考結果報告書

選考区分	所属	職名	ふりがな 氏名 (年齢)	採用等予定年月日	備考

「選考区分」欄には、採用、昇任及び移籍の別を記載する。

「年齢」は、採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には、第13条第4項により選考を省略する場合及び第20条により選考手続を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

〔省略〕

様式第7の2

第 号 年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 印

特任教員候補者(教職大学院) 選考結果報告書

下記のとおり、特任教員候補者を選考しましたので報告します。

採用予定年月日			
選考の経緯	応募者数		
	男(うち外国人)	女(うち外国人)	計(うち外国人)
	()	()	()
	選考の経緯		

注:選考調書及び公募要領を添付すること。

年齢は、採用予定年月日現在のものを記載する。

様式第4

教職大学院専任教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	ふりがな 氏名 (年齢)	採用等予定年月日	備考

「選考区分」欄には、採用、昇任及び移籍の別を記載する。

「年齢」は、採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には、<u>第17条第2項</u>により選考を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

〔省略〕

様式第7の2

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 印

特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書

下記のとおり、特任教員候補者を選考しましたので報告します。

				記								
<u>ふりがな</u> 氏名 生年月日 (年齢)	区分	職務内容	雇用期間	備考		氏名 生年月日 (年齢)	現職	区分	職務内容	雇用期間	備考	Î
※ 備考欄には前回雇用	年度を記載する。					※ 備考欄には	前回雇用年	F度を記載する。				
〔省略〕						〔省略〕						
様式第9						様式第9						
			第		号					第		7
	. Eu		年	月	日		4++-1-,≥≤ E	₽n		年	月	ļ
東京学芸大学長	だ		教職大學	学院長	印	果尽守	芸大学長	殿		教職大:	学院長	É
教職大学科	完担当非常勤講師候	崇補者選考委員	会開設申請書			#37	教職大学院	担当非常勤講師候	補者選考委員	会開設申請書		
下記のとお	り教員候補者選考	委員会の開設を	を申請します。			下	記のとおり)教員候補者選考	委員会の開設を	を申請します。		
	記	1						記	1			
1 選 考 職 名			採用	昇任		1 選 考	職名			採用	昇任	-
2 専門領域			'	1		2 専門	領域			•	1	
						3 研究	組 織	現員 教授	准教授	講師 助教	<u></u>	

<u>3</u>	申請事	ta de la companya de		4	申	請
4	開設番	<u>1</u> .		5	開	彭

様式第10

第

年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 印

教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、非常勤講師候補者を選考しましたので報告します。

記

<u>ふりがな</u> 氏名 生年月日 (年齢)	主な職歴等 (〇印現職)	担当科目	曜日・時限 (雇用期間)	備考

※備考欄には,第20条により選考手続を省略する場合は,前回雇用年度を記載する。

附<u>則</u> この要項は令和2年7月27日から施行する。

4	申請	青 事	由	
<u>5</u>	開診	设 番	号	

様式第10

第

号

年 月

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 印

教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、非常勤講師候補者を選考しましたので報告します。

記

氏名 生年月日(年齢)	主な職歴等 (〇印現職)	担当科目	曜日・時限 (雇用期間)	備考